

本通 3 丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書について（答申案）

当審査会は、令和 6 年 6 月 28 日に市長から本通 3 丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価準備書について諮問を受け、これまで 2 回の審査を行った。

本事業は、「都市再生特別措置法」（平成 14 年法律第 22 号）に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に指定されたエリアに位置し、広域型商店街として多くの市民や来訪者等によりにぎわいが形成されている広島本通商店街において、その一部区間を再整備し、既存の狭小な建物を大規模建築物に建て替えようとするものである。

本事業の特性及び地域特性に応じた適切な環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う周辺環境への影響が可能な限り回避・低減されたものとなるよう、以下のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

1 施設計画

今後の緑地計画の策定にあたっては、生物多様性の視点を含めた検討を行い、環境負荷低減・緑化推進に取り組むこと。

2 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法

(1) 大気質

建設機械の稼働による大気質への影響については、二酸化窒素の予測結果が環境基準に迫っていることから、今後の工事計画の詳細検討において排出量抑制に努めるとともに、工事の実施に当たっては更なる配慮を行うこと。

(2) 騒音・振動について

ア 工事用車両による道路交通騒音について、必要に応じて騒音レベルの最大値を考慮した予測も行い、環境保全措置を講じること。

イ 建設機械の稼働による建設作業騒音及び建設作業振動の影響については、計画地に隣接した店舗があることを踏まえ、今後の工事計画の詳細検討において影響の低減に努めるとともに、工事の実施に当たっては更なる配慮を行うこと。

(3) 風害について

ア 建築物の存在が広島地方気象台における気象の観測結果に与える影響が懸念

されることから、その影響を検討し、必要に応じて影響の予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を追加すること。

イ 建築物の存在による風害への影響について、既存資料調査は過去最大クラスの台風を含めた期間について行い、必要に応じて影響の予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を追加すること。

(4) 廃棄物について

ア 工事により、発生する残土について、発生量や有効利用量、搬出先などを適切に把握して、これらの記録を保管するとともに、必要に応じて事後調査に追加すること。

イ 工事の実施に当たっては、廃棄物の削減に努め、処分先に影響が出ないよう計画的に廃棄物を処分すること。

(5) 温室効果ガス等について

施設の供用による二酸化炭素の排出量について、竣工後の使用エネルギー別二酸化炭素排出原単位の予測も検討に含め、削減に努めること。